

利用料金について

<四天王寺悲田院児童発達支援センター 児童発達支援>

障害児施設給付費の対象になるサービスと対象外のサービスがあります。

対象サービスについて、保護者の方は受給者証に記載された負担上限額の範囲内において、厚生労働省の定めにより施設が計算した保護者負担額を施設にお支払い頂きます。

上限負担額については、個々の所得によって変わりますので、お住まいの市町村へお問い合わせ下さい。

① 利用日数に応じて負担頂く費用

- 通所支援サービス一部負担金（障害児施設給付費対象）
サービスにかかる費用（厚生労働省告示により定められた額）の 1 割
- 食費（実際に食した回数分）

② その他の費用（障害児施設給付費対象外）

- 入園時の購入物品費（連絡帳、名札、シール帳等実費）
- 行事に伴う費用（遠足時の保険代・入館料等実費）
- 教材費（卒業アルバム等）
- 雑費（個人で使用する療育器具備品の実費相当額） など